

2019年2月6日

## 京都薬科大学 学内全面禁煙宣言

2018年7月に受動喫煙対策を強化する改正健康増進法が成立し、2019年7月1日から学校、病院、行政機関、児童福祉施設等が屋内全面禁煙となること、また、大学は、未成年の学生を含む多くの人々が集う公共性の高い教育研究機関であることなどを踏まえて、喫煙による健康被害を防止し、在学生、職員及び本学関係者の健康増進を図り、快適な教育研究環境を確保するため、本学では、2020年4月から学内全面禁煙とすることを宣言します。

今後、喫煙者への禁煙に関する支援を行っていくとともに、現在設置している喫煙場所を、以下のとおり段階的に閉鎖及び撤去しますので、在学生、職員及び本学関係者の皆様には、学内全面禁煙の実施に向けて、ご理解とご協力のほどよろしくお願ひします。

2019年6月末 南校地・グラウンド・薬用植物園の喫煙場所の閉鎖及び撤去  
2020年3月末 本校地の喫煙シェルターの閉鎖  
2020年4月1日 学内全面禁煙開始

学校法人京都薬科大学 理事長 土屋 勝  
京都薬科大学長 後藤 直正